



【第128回】2017年1月11日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

トランプがトヨタに課す「仕向地法人税」は関税とどう違うか



「NO WAY! Build plant in U.S. or pay big border tax.」

新年早々トランプ次期大統領が、トヨタ自動車が新設する工場について、そうツイートすると、トヨタの株価は3%下がった。

ツイートだけで企業の巨額の時価総額が変動するという方法は、あまりにも未熟で品がなく、これからの世界経済へのリスク、不確実性を高めるもので大統領就任後は自粛すべき方法だ。

ところでこの「pay big border tax」発言を、日本経済新聞(1月6日夕刊一面)や朝日新聞などは「関税を払え」と訳していたが、それは「誤訳」だ。関税の英語は、custom duty、import duty、tariff で、“border tax”ではない。

実はこの税制こそ、第126回の本欄で紹介した、「仕向地課税(最終消費地課税)法人税」である。

■ 米国には消費税(VAT)のような 国境調整ができる税制がない

改めて確認しておく、わが国にも“border tax”は存在している。それは消費税(VAT)である。米国からわが国に国境を超えて輸入される米国車には、輸入業者が8%の消費税を払わなければならない。もちろんトヨタ車がわが国で販売される際にも8%の消費税が課せられるので、わが国内では米国車と国産車の間の税制上の不公平は存在しない。

さらに、トヨタが米国に輸出する際には、わが国の消費税8%分が還付される。このように、輸入には輸入時点で課税され、輸出には輸出時に還付する仕組みを、国境調整(border adjustment)という。

これは、消費税(VAT)が仕向け地課税という国際的なルールの下で実行されているからである。

トランプが、あるいはこれまで米国共和党が問題にしてきたのは、「トヨタやベントが米国に輸出する際には、輸出国で消費税(VAT)相当分が還付される」ということである。そして、「米国にはVATがないので、このような国境調整ができず、その分、米国企業の競争条件が不利になっている」ということである。

この点については、拙著『税で日本はよみがえる』(日本経済新聞出版)の305ページ以降に詳細に記述してあるので、参照されたい。

以上を要約すると、以下のようになる。

第 1 に、わが国や欧州は、消費税 (VAT) という、国境調整ができる税制 (“border tax”) を持っているので、輸出時には税が還付され、外国から輸入される際には課税できる。

第 2 に、米国には、消費税 (VAT) のような国境調整ができる税制がないことが、米国の国際競争力を低下させる原因となっているので、それを導入すべきだ。そうすれば、トヨタやベンツが米国に自動車を輸入する際には課税でき、米国車が輸出する際には還付できる。

第 3 に、いまさら消費税 (VAT) を導入することは困難なので、法人税の中身を消費課税・仕向地課税にして対応すべきだ。

というのがトランプ政権の考え方である。

仕向地法人税の メリットとデメリット

問題は、このような税制は、トランプ政権の思い付きではなく、英国シンクタンク IFS が世界最高水準の経済学者を総動員して作成した「マーリーズ・レビュー」の中で、最も効率的な税制として提言されているということである。

「マーリーズ・レビュー」報告書については、筆者が主催するジャパン・タックス・インスティテュートのホームページに要約を掲載している(第 2 部、一橋大学佐藤主光教授の論文参照)。

そのメリット・デメリットについては、第 126 回で述べたが、簡単に要約すると次のとおりである。

メリットは、

第 1 は、法人税率が企業の立地選択に影響しないことである。共和党のブループリントでは、「この税制の結果、米国企業は、消費地に最も近いところで生産するようになる」つまり米国企業の米国回帰が始まるとしている。

第 2 に、企業が価格操作による利益移転をする必要がなくなるので、タック・スヘイブン対策税制などが大幅に簡素になり、税制がシンプルになる。

第 3 に、輸出還付の一方で、輸入課税するので、輸入超過の米国では増収になる。

これらメリットについては、共和党の選挙公約「**A BETTER WAY**」(2016.6.24)が参考になる。

一方、筆者が考えるデメリットは以下のとおりである。

第 1 に、輸出企業は巨額な還付を受けるので、国民から「優遇税制」との大きな批判を受ける可能性がある。

第 2 に輸入産業(例えば中国から消費財を輸入するような小売業)は輸入に税がかかるのでビジネスに大きな打撃を与える。

第 3 に、輸出入に大きな影響を及ぼすので、為替レートの不確実性が高まる。

第 4 に、税務執行の問題だ。インボイスによって個々の取引ベースで課税・還付する消費税(VAT)と異なり法人税体系の中で執行するとすると、どう執行するのか。また、輸出還付を巡る不正が発生する可能性があり、IRA が反対することは目に見えている。

最後に WTO(世界貿易機関)との関係(輸出補助金ではないかという問題)が生じる。しかしトランプにすれば、「仕向地主義の消費税(VAT)こそ WTO 違反だ」ということになり、事実上この問題は水掛け論になる可能性がある。

いずれにしても、トランプ政権の考えている税は、「関税」ではない。わが国も導入している国境調整システムを法人税の中で行おうという話で、論理的には決して無茶な話ではない。

しかし執行の問題など多くの課題があり乗り越えるべきハードルも高く、実行可能性は低いのではないか。

(中央大学法科大学院教授、東京財団上席研究員 森信茂樹)